

福知山市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和5年7月25日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 中 嶋 守

監査結果報告

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象年度

令和4年度

3 監査の実施期間

令和5年5月29日から令和5年6月7日まで

4 監査対象部等

市民病院事務部 総務課、医事課

大江分院管理課

上下水道部 経営総務課、水道課、下水道課

5 監査の方法

監査対象課等から提出された監査資料、関係書類帳簿等を抽出して審査し、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について、措置を求めるべきものと決定した。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知されたい。

市民病院事務部総務課（監査日 5月29日から6月1日）

1 契約について

- （1）修繕の契約において、少額の発注に分割することにより、財務規則に基づく適切な契約手続がなされていないものがあつた。適正な契約事務に努められたい。
- （2）物品契約にかかる変更契約について、変更契約の理由が適切でないものがあつた。適正な契約事務に努められたい。

2 財産管理について

- （1）郵便切手等の管理において、受払簿と保管額が一致していないなど、適正な管理が行われていなかった。管理の適正化に努められたい。
- （2）行政財産使用料の算出が適切でないものがあつた。関係例規、通知等に則つた適切な事務処理に努められたい。

市民病院 大江分院管理課（監査日 令和5年5月31日）

1 債権管理について

未収金に関する事務及び債権管理において、適切でないものが見受けられた。債権管理の適正化を図られたい。

2 財産管理について

郵便切手等の管理において、受払簿と保管額が一致しておらず、適正な管理が行われていなかった。管理の適正化に努められたい。

上下水道部 経営総務課（監査日 6月5日～6月7日）

1 契約について

物品賃貸借に係る設計価格の算定において、事務取扱要領に規定された手続きによらず設計されているものがあつた。適切な事務処理に努められたい。

上下水道部 下水道課（監査日 6月5日～6月7日）

1 契約について

修繕契約の施行伺において、引用条項を誤っているものが複数見受けられた。適正な契約事務に努められたい。